

山梨県教育情報セキュリティ基本方針

(対象範囲)

第1 この基本方針が対象とする機関の範囲は、県立学校（事務室を除く）及び総合教育センター並びに県教育委員会教育庁本庁の関係者（以下「教育委員会等」という。）とする。

(目的)

第2 この基本方針は、教育委員会等が保有する情報資産を様々な脅威から防御し、機密性、完全性及び可用性を維持するとともに、教育活動等の円滑な業務遂行を可能とするため、教育委員会等が行う情報セキュリティに関する対策の統一かつ基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第3 基本方針の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) ネットワーク

電子計算機を相互に接続する通信網及び当該通信網を構成する機器をいう。

(2) 情報システム

電子計算機及び記録媒体で構成され、電子情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ア ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）

ウ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(4) 情報セキュリティ

情報資産について、次に掲げる状態を維持することをいう。

ア 機密性 情報資産が正当な使用者に対してのみ、適切な手段で利用される状態

イ 完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態

ウ 可用性 情報資産が必要とされているときに、正当な使用者が適切な手段で使用できる状態

(5) 不正アクセス

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項で定義している行為をいう。

(教職員の遵守義務)

第4 教職員（再任用職員、非常勤嘱託職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を遵守しなければならない。

(情報資産への脅威)

第5 情報資産に対して想定される脅威は、次のとおりとする。

(1) 故意又は過失による情報資産の持出、盗聴、改ざん、消去、盗難、漏えい及び破損

(2) 地震、落雷、火災等の災害、事故及び故障による業務及び教育活動の停止

(情報セキュリティ対策)

第6 情報資産を前項の脅威から保護するため、次の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を定め、教職員等に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育啓発が行われるよう必要な人的対策を講ずる。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報資産を有する施設への不正な立入り、損傷、盗難等の事故及び災害から情報資産を保護するための物理的な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等やウイルスから保護するため、情報資産へのアクセス制御、ウイルス対策等の技術的対策を講ずる。

(4) 運用によるセキュリティ対策

情報資産の管理、セキュリティ対策の遵守状況の確認、緊急事態発生時の危機管理対策等、セキュリティ対策の運用面の対策を講ずる。

(対策基準の策定)

第7 基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するにあたっての遵守すべき事項や、判断等の基本的な基準として、対策基準を策定するものとする。

(実施手順の策定)

第8 基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するため、教育情報システムに関する情報セキュリティ実施手順及び教育情報資産に関する情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。実施手順は、公開することにより教育委員会等の運営に支障を及ぼす可能性がある情報であることから非公開とする。

(監査及び自己点検)

第9 情報セキュリティが確保されていることを確認するために、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を行う。

(評価及び見直し)

第10 情報セキュリティの検証の結果等に基づき、情報セキュリティの状況を評価するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて基本方針、対策基準、実施手順の見直しを実施する。

附 則

この基本方針は、令和8年3月16日から施行する。